

議第190号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

専決処分につき承認を求めることについて

平成24年度滋賀県一般会計補正予算（第4号）については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年度滋賀県一般会計補正予算（第4号）

平成24年度滋賀県の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 877,568千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 495,250,003千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり専決する。

平成24年11月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 48,789,041	千円 877,568	千円 49,666,609
	3 委託金	1,028,859	877,568	1,906,427
歳入合計		494,372,435	877,568	495,250,003

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 総務費		千円 20,442,139	千円 877,568	千円 21,319,707
	4 選挙費	74,052	877,568	951,620
歳出合計		494,372,435	877,568	495,250,003